

第2回（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会 会議次第

令和5年3月7日（火）午後7時～

市民センター波賀 大ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

（1）愛称募集について（P1～P5）

（2）協働センター運用について（P6～P8）

4. その他

次回委員会開催日 令和5年 月 日（ ）

場所 ： 市民センター波賀 大ホール

5. 閉会

(仮称) 波賀市民協働センター 愛称を募集します！

施設の特徴

(仮称) 波賀市民協働センターは、波賀市民局庁舎を生涯学習機能と図書室を備えた施設に改修し、ホール棟を隣接する形で新設することにより、生活圏の拠点施設として令和6年春の完成予定です。

図書室、学習スペース、大ホール、つながり広場を設けることにより、多世代の交流促進も期待されます。



👉イメージパース（鳥瞰）

👈ホール棟（内観）

趣 旨

宍粟市では現在、行政・生涯学習の機能が集約された（仮称）波賀市民協働センターを令和6年4月のオープンをめざして建設しています。拠点施設を中心にまちが賑わい、活気あふれる地域づくりを進めるため、地域住民をはじめ市民の皆様に末永く親しまれ、広く活用いただけるような愛称を募集します。

応 募 資 格

宍粟市民の方や、宍粟市内に通勤・在学している方、宍粟市出身の方など、宍粟市に関心のある方であれば、どなたでも応募可能です。

応 募 方 法

- おひとり様2点まで応募できます。
- 次の必要事項を記入し、郵送・FAX・電子メールにて応募ください。
- 宍粟市役所地域創生課・各市民局まちづくり推進課に応募用紙を持参いただいても結構です。

必 要 事 項

- ①施設の愛称（ふりがな） ②愛称の説明（理由や込めた思いなど） ③郵便番号・住所
- ④氏名（ふりがな） ⑤年齢 ⑥連絡先（電話番号） ⑦学生の場合は学校名・学年

募集期間 令和5年5月15日（月）まで【当日消印有効】

応募用紙 主な配布場所

宍粟市役所地域創生課・各市民局（三方町出張所含む）・市ホームページからもダウンロードできます。
必要事項がすべて記載されていれば、応募用紙以外でも応募できます。

応募先・お問い合わせ先

〒671-4221 宍粟市波賀町上野257 宍粟市波賀市民局 まちづくり推進課 まちづくり防災係内
(仮称)波賀市民協働センター運営検討委員会愛称募集係

電話：0790-75-2220（受付時間は平日8：30～17：15） FAX：0790-75-3599

Eメール：ha-machizukurisuishin-kk@city.shiso.lg.jp

応募作品に係る留意事項

- ① 簡潔明瞭で、覚えやすく、親しみやすいものとします。
- ② 拠点施設としてふさわしいものとします。
- ③ 応募者自作の未発表のもので、第三者が有する著作権を侵害していないものに限りします。
これに反する場合は、選考発表後でも採用・受賞を取り消すことがあります。
- ④ 採用された作品の著作権・商標権・その他一切の権利は、宍粟市に帰属します。
- ⑤ 作品の採用にあたり、市の判断により一部変更または補作する場合があります。
- ⑥ 必要事項の記載がない作品は、無効となる場合があります。
- ⑦ 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- ⑧ 個人情報とは、宍粟市において適切に管理し、本愛称選考後に必要な事務以外に使用しません。
- ⑨ 応募作品について、著作権に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。



選考方法

応募作品の中から（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会で選考し、優秀賞作品1点を決定します。同一作品の応募が多数あった場合は、宍粟市の抽選により受賞者を決定します。

選考結果発表

受賞者本人に通知するとともに、宍粟市広報・宍粟市公式ホームページなどで発表します。

賞品

その他

採用された方は、オープニング式典で表彰させていただきます。優秀賞の受賞者は、氏名、住所年齢（園児・学生は学校園名・学年）を公表します。

----- 切り取り線 -----

必要事項

ふりがな			
愛称			
理由			
住所	〒		
ふりがな			(匿名希望)
氏名			匿名希望の方は上に ○をつけてください
年齢		電話番号	
学校園名			学年

愛称募集チラシ配布先（案）

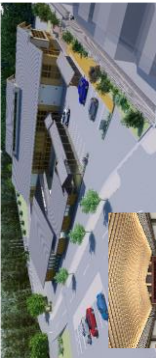
波賀小学校	
波賀中学校	
地域創生課	100
波賀保健福祉課	50
市民センター波賀	50
一宮市民局	30
千種市民局	30
三方出張所	30
波賀町内広報差込	1175
合計	1,465

(仮称)波賀市民協働センター
愛称を募集します！

施設の特徴

（仮称）波賀市民協働センターは、波賀市民局庁舎を生涯学習機能と図書室を備えた施設に改修し、ホール棟を隣接する形で新設することにより、生活圏の拠点施設として令和6年春の完成予定です。

図書室、学習スペース、大ホール、つながり広場を設けることにより、多世代の交流促進も期待されます。



イメージバース（鳥瞰）
ホール棟（内観）

趣 旨

兵庫県では現在、行政・生涯学習の機能が集約された（仮称）波賀市民協働センターを令和6年4月のオープン进行をめざして建設しています。拠点施設を中心にまちが賑わい、活気あふれる地域づくりを進めるため、地域住民をはじめ市民の皆様に未承く親しまれ、広く活用いただけるような愛称を募集します。

応募資格

兵庫県の方や、兵庫県内に通勤・在学している方、兵庫県出身の方など、兵庫県に関心のある方であれば、どなたでも応募可能です。

応募方法

○おひとり様2点まで応募できます。
○次の必要事項を記入し、郵送・FAX・電子メールにて応募ください。
○兵庫県役所地域創生課・各市民局 まちづくり推進課に応募用紙を持参いただいても結構です。

必要事項

①施設の愛称（ふりがな） ②愛称の説明（理由や込めた想いなど） ③郵便番号・住所
④氏名（ふりがな） ⑤年齢 ⑥連絡先（電話番号） ⑦学生の場合は学校名・学年

募集期間 令和5年5月15日（月）まで【当日消印有効】

応募用紙 主な配布場所

兵庫県役所地域創生課・各市民局（三方町出張所含む）・市ホームページからもダウンロードできます。必要事項がすべて記載されていれば、応募用紙以外でも応募できます。

応募先・お問い合わせ先

〒671-4221 兵庫県波賀町上野257 兵庫県波賀市民局 まちづくり推進課 まちづくり防災係内
（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会愛称募集係
電話：0790-75-2220（受付時間は平日8：30～17：15） FAX：0790-75-3599
Eメール：ha-machizukufutsushin-kk@cityshiojig.jp

応募作品に係る留意事項

- ① 簡潔明瞭で、覚えやすく、親しみやすいものとしします。
- ② 拠点施設としてふさわしいものとします。
- ③ 応募者が有する著作権を侵害していないものに限ります。これに反する場合は、選考発議後でも採用・受賞を取り消すことがあります。
- ④ 採用された作品の著作権・商標権・その他一切の権利は、兵庫県に帰属します。
- ⑤ 作品の採用にあたり、市の判断により一部変更または補作する場合があります。
- ⑥ 必要事項の記載がない作品は、無効となる場合があります。
- ⑦ 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- ⑧ 個人情報保護は、兵庫県において適切に管理し、本愛称選考後に必要な事務以外に使用しません。
- ⑨ 応募作品について、著作権に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。

選考方法

応募作品の中から（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会が選考し、優秀賞作品1点を決定します。同一作品の応募が多数あった場合は、兵庫県の抽選により受賞者を決定します。

選考結果発表

受賞者本人に通知するとともに、兵庫県広報・兵庫県公式ホームページなどで発表します。

賞 品

そ の 他

採用された方は、オープニング式典で表彰させていただきます。優秀賞の受賞者は、氏名・住所・年齢（園児・学生は学校園名・学年）を公表します。

-----切り取り線-----

(仮称) 波賀市民協働センター 愛称募集 応募用紙

ふりがな			
愛 称			
理 由			
住 所	〒		
ふりがな	(匿名希望) 匿名希望の方の上に ○をつけてください		
氏 名		電話番号	
年 齢			学年
学校園名			

愛称募集チラシ配布先

一宮南中学校	128
一宮北中学校	80
はりま一宮小学校	239
一宮北小学校	154
ふるさと市民	330
地域創生課	100
一宮保健福祉課	50
センターいちのみや	50
三方町出張所	50
波賀市民局	30
千種市民局	30
合計	1,241
応募数	183

(仮称)一宮市民協働センターの
愛称を募集します！

施設の特徴

(仮称)一宮市民協働センターは、一宮市民局・一宮保健福祉センター(やすらぎ)・一宮生涯学習事務所(センターいちのみや)が一體所に集約され、センター内には遊戯室、交歓展示スペース、図書室などの施設があり親子をはじめ多世代交流が図られる施設です。

現在、建設中の(仮称)一宮市民協働センターは令和2年4月オープンを目指し工事を進めております。拠点施設を中心にまちが賑わい、活気あふれる地域づくりを進めるため、地域住民をはじめ市民の層様にふさわしく、多くの方に色んな活用をしていただけることを願い、愛称を募集します。

応募資格

一宮市民の方や一宮市内に通勤、通学している方、一宮市出身の方など一宮市に関心のある方であれば、どなたでも応募可能です。

応募方法

おひとり様2点まで応募できます。下記事項を記入し、郵送、FAX、電子メールで応募してください。なお、一宮市役所地域創生課、各市民局まちづくり推進課へ応募用紙を直接ご持参していただいても結構です。

必要事項

①施設の愛称(ふりがな) ②愛称の説明(理由や込めた想いなど) ③郵便番号、住所 ④氏名(ふりがな) ⑤年齢 ⑥連絡先(電話番号) ⑦学生の場合は学校名・学年

募集期間 令和元年9月17日(火)まで(当日消印有効)

応募用紙の主な配布場所

一宮市役所本庁地域創生課、各市民局、三方町出張所、市ホームページからもダウンロードできます。
必要事項が記入してあれば応募用紙以外でも応募できます。

応募先、お問い合わせ先

〒671-4192 一宮市一宮町安積1347-3 一宮市役所 一宮市民局 まちづくり推進課
まちづくり防災係内 (仮称)一宮市民協働センター運営検討委員会愛称募集係
電 話：0790-72-1000 (受付時間は平日8：30～17：15) F A X：0790-72-1596
Eメール：ie-machizukuri@suishtn-4k@city.shiso.lg.jp

応募作品に係る留意事項

①簡潔明瞭で覚えやすく親しみやすいものとします。
②拠点施設としてふさわしいものとします。
③応募者自らの未発表のもの、第三者が有する著作権を侵害していないものに限ります。これに反する場合は、選考発注後でも採用・愛称を取り消す場合があります。
④採用された作品の著作権、商標権、その他一切の権利は一宮市に帰属します。
⑤作品の採用にあたり、市の判断により一部変更または制作する場合があります。
⑥必要事項の記載がない作品は無効となる場合があります。
⑦応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
⑧個人情報類は、一宮市において適切に管理し、本愛称選考に必要な事務以外には使用しません。
⑨応募作品について著作権などに関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。

選考方法

応募作品の中から、(仮称)一宮市民協働センター運営検討委員会で選考し、優秀賞作品1点を決定します。同一作品の応募が多数あった場合は、市の抽選により受賞者を決定します。

選考結果発表

受賞者本人に通知するとともに市広報、市公式ホームページなどで発表します。

賞品

優秀賞1名 図書カード1万円 応募者の中から抽選で20名 図書カード1,000円分

その他

採用された方は、オープニング式典で表彰させていただきます。優秀賞の受賞者は、氏名、住所、年齢(園児、学生は学校園名・学年)を公表します。



(仮称)一宮市民協働センター 愛称募集 応募用紙

ふりがな			
愛称	①	②	
理由			
住所	〒		
ふりがな		匿名希望の方は○をしてください	年齢
氏名			
電話番号			
学校園名			学年

愛称募集于ラシ配布先

千種小学校	77
千種中学校	48
千種高校	113
地域創生課	100
一宮市民局	50
三方町出張所	30
波賀市民局	30
千種保健福祉課	30
千種市民局	30
千種広報差込分	1128
合計	1636
応募数	186

**(仮称)千種市民協働センター
愛称を募集します！**

施設の特徴

千種市民協働センターは、千種市民局・千種生涯学習センター（センターまちくさ）が1か所に集約された施設です。

センターには多目的スペース、ラウンジ、展示スペース、大ホールを設け、親子をはじめ多世代交流を図る施設を目指します。

趣 旨

千種市民協働センターを令和3年12月のオープンを目指して建設しています。据地施設を中心にまちが賑わい、活気あふれる地域づくりを進めるため、地域住民をはじめ市民の皆様に永く親しまれ、広く活用いただけるような愛称を募集します。



応募資格

千種市民の方や、千種市内に通勤、在学している方、千種市出身の方など、千種市に関心のある方であれば、どなたでも応募可能です。

応募方法

〇おとり様2点まで応募できます。
 〇次の必要事項を記入し、郵送・FAX・電子メールにて応募ください。
 〇千種市役所地域創生課、各市民局まちづくり推進課に応募用紙を待たないでいただくことができます。

必要事項

①施設の愛称（ふりがな） ②愛称の説明（理由や込めたい想いなど） ③郵便番号・住所
 ④氏名（ふりがな） ⑤年齢 ⑥連絡先（電話番号） ⑦学生の場合は学校名・学年

募集期間 令和3年8月13日（金）まで【当日消印有効】

応募方法

千種市役所地域創生課・各市民局（三方山出張所含む）・エーガイヤちくさ・市ホームページからダウンロードできます。必要事項がすべて記載されていれば、応募用紙以外でも応募できます。

応募先・お問い合わせ先

〒671-3201 千種市千種町千草160 千種市役所 千種市民局 まちづくり推進課 まちづくり防災係内

（仮称）千種市民協働センター運営検討委員会事務局係

電話：0790-76-2210（受付時間は平日8：30～17：15） FAX：0790-76-8020

Eメール：ch-machizukukunishin-k@city.shio.jp

主な配布場所

千種市役所地域創生課・各市民局（三方山出張所含む）・エーガイヤちくさ・市ホームページからダウンロードできます。必要事項がすべて記載されていれば、応募用紙以外でも応募できます。

[illegible]

(仮称)波賀市民協働センター運用について

施設区分		現 状	運営内容(案)	運営検討委員会意見
ホー ー ル 棟	大ホール(331㎡)	【貸付日及び時間】 月曜日、祝日、年末年始以外 9:00～22:00 【利用申込】 受付:開館日の8:30～17:15 申込:利用日の前日までに 【使用料の徴収】 申込時納付(即納書)	【貸付日及び時間】 祝日、年末年始以外 9:00～22:00 【利用申込】 受付:開館日の8:30～17:15 申込:利用日の3日前までに 【使用料の徴収】 申込時納付(即納書)	
	ホール棟ロビー 用途:待合、展示、休憩、学習		【展示等の運用基準】 本庁舎会議室等使用許可運用基準を準拠	
	つながり広場(196㎡)		イベント等への活用 災害時、ホールへの物資搬入口となる。	
	展示交流スペース (153㎡) 用途:にこにこマーケット		【営業時間】 10:00～18:30 定休日:日・祝・年末年始(12/29～1/3)	
市民局庁舎	行政窓口 まちづくり推進課 (まちづくり防災係、市民係、生涯学習事務所) 北部事務所 (波賀産業振興係、波賀地域振興係)	土日祝日、年末年始以外 8:30～17:15 ※生涯学習事務所 月曜日、祝日、年末年始以外 8:30～17:15	【開庁日及び時間】 土日祝日、年末年始以外 8:30～17:15 ※生涯学習事務所 祝日、年末年始以外 8:30～17:15	
	市民ロビー 待合、展示、休憩		【展示等の運用基準】 本庁舎会議室等使用許可運用基準を準拠	
	図書室・学習スペース(259㎡)	【利用日及び時間】 月曜日、祝日、年末年始以外 9:00～17:00	【利用日及び時間】 祝日、年末年始、臨時日(図書整理等)以外 時間:平日9:00～19:00 土日9:00～17:00	
	貸館部分 多目的室(161㎡) 会議室1(44㎡) 会議室2(44㎡) 和室1(15帖) 和室2(12帖)	【貸付日及び時間】 月曜日、祝日、年末年始以外 9:00～22:00 【利用申込】 受付:開館日の8:30～17:15 申込:利用日の前日までに 【使用料の徴収】 申込時納付(即納書)	【貸付日及び時間】 祝日、年末年始以外 9:00～22:00 【利用申込】 受付:開館日の8:30～17:15 申込:利用日の3日前までに 【使用料の徴収】 申込時納付(即納書)	

本庁舎会議室等使用許可運用基準

(平成 28 年 4 月 27 日改訂)

《管理責任者》(本庁舎使用管理責任者)

管理責任者は、管財所管の部長とする。

《使用可能範囲》

使用可能施設

1 階 市民ロビー、3 階 庁議室 (301)、4 階 会議室 (401・402・403)

その他市長が特に認めた場所とする。

《使用許可基準》

穴粟市公有財産規則第 4 3 条第 2 号及び同条第 7 号に該当する場合とは

- 穴粟市公有財産規則第 4 3 条に基づき、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度において、市以外の者に使用許可をすることができることとなっており、同条第 2 号で定める、市の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体においてその事務又は事業の用に供するために使用するときとは、原則、公務となる事業に限定することとし、使用者より提出された使用許可申請内容をその使用目的と最も関係する課等の長が公務と認めた場合とする。

1 階市民ロビーについては、とくに市民主体の開かれた庁舎として積極的に活用することとし、規則第 4 3 条第 7 号で定める、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときにより以下の利用を行う。(①～④は営利活動を除く)

- ① 絵画・写真・書道・彫刻などの美術作品等の展示発表
- ② ボランティアなど非営利の活動を紹介する展示
- ③ 地域や学校などで行われる同好会、クラブなどの学習活動を紹介する展示発表
- ④ その他、地域振興、文化振興を目的とする展示発表
- ⑤ 使用責任者(行政財産使用目的と最も関係する課等の長)が必要と判断した営利活動(例) 障害福祉課長が使用責任者となる関係団体の物品販売

ただし、使用許可後本来公務として使用することが必要となった場合は、その許可を取り消すことができるものとする。

《使用責任者》

行政財産使用目的と最も関係する課等の長とする。

- 使用責任者は、提出された行政財産使用許可申請書(本庁舎会議室等)の内容を使用許可基準に基づき判断し、管理責任者へ事前に経由することとする。その際、使用目的を証する書類を添付し、行政財産使用にあたる必要性について、協議・検討を十分行ったうえで使用許可申請書を経由しなければならない。会議室等の設備予約については管理責任者の使用許可申請書内容の検討後、管財担当課により使用予約を行うこととする。
- 会議室等利用後は、各使用責任者の責任において、点検を必ず行うこととする。

《市民ロビー特認使用時の制限》

○使用対象者

宍粟市内で活動する個人または団体

○使用期間

連続する14日以内（ただし、予約は6ヶ月以内までとする。）

○市民ロビー付属設備

展示パネル、パネル吊具、机、椅子、ショーケース等

○使用料

無料とする

《ロビーコンサート開催時の制限》

（使用対象者）

市民ロビー特認使用時に準ずる

（使用期間・時間）

平日12時15分から12時50分の間

（演奏内容）

大音量で窓口来庁者の迷惑にならないもの。音響設備なし。持込があった場合、市側で音量を制限する。

（広報、楽器等の準備・設営・搬入・搬出）

自己責任、自己負担とする。椅子等必要物がある場合、事前相談を要する。

（出演料）

なし

（申し込み）

事前に内容を確認するため、行政財産使用許可申請書に加えて、申込書を提出する。

（仮称）波賀市民協働センター整備工事

完成イメージパース（鳥瞰）



「令和6年春完成予定」※駐車場（市民センター跡地）は、令和6年度整備予定

(仮称) 波賀市民協働センター 整備状況
令和5年1月～2月
工期：令和4年11月30日～令和6年3月15日



◀令和5年1月20日
仮設駐車場（右側手前）



令和5年1月21日▶
仮設駐車場（右側手前）



◀令和5年1月27日
仮設駐車場（右側手前）回廊撤去



令和5年2月16日▶
回廊大屋根撤去（中央）



◀令和5年2月24日
ホール棟基盤整地、仮設駐車場完成



完成予想イメージパース▶
市民センター解体は、令和6年度以降